

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
1	超電導磁気共鳴断層撮 影装置保守点検業務	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年4月1日	株式会社 常光 北海道北見市清月町3-4	年額29,700,000円	本機器の保守業務は、代理店である購入業者のみの対応であり、契約の性質又は目的が競争を許さない時に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
2	医事業務	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年4月1日	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台2丁 目9番地	月額11,661,100円	契約業者は従前より当該部署の業務を行っており、その内容を把握していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
3	北海道立北見病院 医事業務	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年4月1日	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台2丁 目9番地	月額1,738,000円	契約業者は従前より当該部署の業務を行っており、その内容を把握していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	道立病院分
4	医療用リニアック保守契 約	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年4月1日	株式会社 常光 北海道北見市清月町3-4	年額40,260,000円	本機器の保守業務は、代理店である購入業者のみの対応であり、契約の性質又は目的が競争を許さない時に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
5	心臓血管連続撮影装置 保守契約	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年4月9日	株式会社 SMC 北海道札幌市白石区本通3丁目 北6番18号	年額12,100,000円	本機器の保守業務は、代理店である購入業者のみの対応であり、契約の性質又は目的が競争を許さない時に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	道立病院分

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
6	多項目自動血球分析装置 保守点検業務	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年4月14日	大槻理化学 株式会社 北海道北見市御町1丁目6番地2	3,080,000円	本機器の保守業務は、代理店である上記業者のみの対応であり、契約の性質又は目的が競争を許さない時に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
7	浸透圧分析装置	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年4月20日	株式会社 竹山 北海道北見市本町5丁目4番10号	1,210,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買い入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項)	
8	ベッドサイドモニター	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年4月21日	株式会社 ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	1,100,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買い入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項)	
9	ベッドサイドモニター	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年4月21日	株式会社 ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	1,100,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買い入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項)	
10	総合物流管理システム 改修業務(高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年4月23日	日本電気 株式会社 北海道札幌市中央区大通西4-1	2,805,000円	本システムの保守業務は導入業者であり、システム改修に必要な知識を有していることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
11	乳房X線撮影装置保守 点検業務	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年6月1日	株式会社 常光 北海道北見市清月町3-4	1,254,000円	本機器の保守業務は、代理店である購入業者のみの対応であり、契約の性質又は目的が競争を許さない時に該当するため（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
12	北海道立北見病院 エアコン用圧縮機	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年6月30日	東テク北海道株式会社 札幌市白石区本通19丁目北1番 86号	1,122,000円	購入業者は当該機器メーカーであり、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	道立病院分
13	低温プラズマ滅菌器保 守契約	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年7月20日	株式会社 ムトウ 北海道北見市卸町3丁目5番地2	年額2,035,000円	本機器の保守業務は、代理店である上記業者のみの対応であり、契約の性質又は目的が競争を許さない時に該当するため（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
14	核医学画像診断装置2 式保守契約	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年7月29日	GEヘルスケア・ジャパン株式会 社 東京都日野市旭が丘4-7-127	年額4,884,000円	本機器の保守業務は、当該機器メーカーのみの対応であり、契約の性質又は目的が競争を許さない時に該当するため（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
15	術野カメラシステム修理 業務(高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年8月6日	株式会社 ムトウ 北海道北見市卸町3丁目5番地2	2,134,000円	本システムの保守業務は導入業者であり、システム改修に必要な知識を有していることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
16	第4駐車場地盤凍上 による段差整地	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年9月3日	株式会社 アイテック 北海道北見市北4条東4丁目3番 地	1,067,000円	予定価格が250万円を超えない工事又は 製造をさせる場合に該当するため(日本 赤十字社会計規則施行細則第35条)	
17	ベッドサイドモニター	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年11月26日	株式会社 ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	1,375,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買 い入れであるため(日本赤十字社会計規 則施行細則第35条第2項)	
18	ベッドサイドモニター	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年11月26日	株式会社 ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	1,375,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買 い入れであるため(日本赤十字社会計規 則施行細則第35条第2項)	
19	ベッドサイドモニター	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年11月26日	株式会社 ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	1,100,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買 い入れであるため(日本赤十字社会計規 則施行細則第35条第2項)	
20	ベッドサイドモニター	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年11月26日	株式会社 ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	1,100,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買 い入れであるため(日本赤十字社会計規 則施行細則第35条第2項)	

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
21	医療システム機器及び 装置保守契約	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年12月1日	ブレイヴコンピュータ 株式会社 東京都千代田区東神田2-10-15	年額5,943,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買 い入れであるため(日本赤十字社会計規 則施行細則第35条第2項)	
22	冷却遠心機	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年12月6日	大槻理化学 株式会社 北海道北見市卸町1丁目6番地2	1,375,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買 い入れであるため(日本赤十字社会計規 則施行細則第35条第2項)	
23	検体検査支援装置保守 契約	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年12月20日	大槻理化学 株式会社 北海道北見市卸町1丁目6番地2	年額2,024,000円	本機器の保守業務は、代理店である上記 業者のみの対応であり、契約の性質又は 目的が競争を許さない時に該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	道立病院分
24	臨床化学自動分析装置 保守契約	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年12月20日	大槻理化学 株式会社 北海道北見市卸町1丁目6番地2	年額1,782,000円	本機器の保守業務は、代理店である上記 業者のみの対応であり、契約の性質又は 目的が競争を許さない時に該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	道立病院分
25	超音波診断装置修理業 務(高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年12月23日	株式会社 ムトウ 北海道北見市卸町3丁目5番地2	1,531,420円	本機器の保守業務は、代理店である購入 業者のみの対応であり、契約の性質又は 目的が競争を許さない時に該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
26	セントラルモニタ修理業 務(高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年12月27日	株式会社 ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	1,531,420円	本機器の保守業務は、代理店である購入業者のみの対応であり、契約の性質又は目的が競争を許さない時に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
27	集塵装置付調剤台	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年12月27日	株式会社 ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	1,430,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買い入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項)	
28	検診台	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年12月27日	株式会社 ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	1,485,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買い入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項)	
29	検診台	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年12月27日	株式会社 ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	1,485,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買い入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項)	
30	電子カルテシステム・医 事システムネットワーク 接続業務(高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年12月31日	日本電気 株式会社 北海道札幌市中央区大通西4-1	3,300,000円	本システムとの再接続作業となるため、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
31	超音波診断装置ネット ワーク接続業務(高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年12月31日	大槻理化学 株式会社 北海道北見市御町1丁目6番地2	9,900,000円	本システムとの再接続作業となるため、契 約の性質又は目的が競争を許さない場合 に該当するため(日本赤十字社会計規則 第36条第4項)	
32	ARIA及びEclipse P ACS接続業務(高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年12月31日	株式会社 常光 北海道北見市清月町3-4	1,870,000円	本システムとの再接続作業となるため、契 約の性質又は目的が競争を許さない場合 に該当するため(日本赤十字社会計規則 第36条第4項)	
33	血管撮影システムネット ワーク接続業務(高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年12月31日	島津メディカルシステムズ株式会 社 北海道北見市本町3丁目2番6号	1,100,000円	本システムとの再接続作業となるため、契 約の性質又は目的が競争を許さない場合 に該当するため(日本赤十字社会計規則 第36条第4項)	
34	X線TVシステムネット ワーク接続業務(高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年12月31日	島津メディカルシステムズ株式会 社 北海道北見市本町3丁目2番6号	2,6218,000円	本システムとの再接続作業となるため、契 約の性質又は目的が競争を許さない場合 に該当するため(日本赤十字社会計規則 第36条第4項)	
35	超電導磁気共鳴断層撮 影装置ネットワーク接続 業務(高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年12月31日	株式会社 常光 北海道北見市清月町3-4	1,540,000円	本システムとの再接続作業となるため、契 約の性質又は目的が競争を許さない場合 に該当するため(日本赤十字社会計規則 第36条第4項)	

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
36	超音波診断装置ネット ワーク接続業務(高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年12月31日	大槻理化学 株式会社 北海道北見市御町1丁目6番地2	1,980,000円	本システムとの再接続作業となるため、契 約の性質又は目的が競争を許さない場合 に該当するため(日本赤十字社会計規則 第36条第4項)	
37	超音波診断装置及びX 線撮影装置等のネット ワーク接続業務(高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年12月31日	GEヘルスケア・ジャパン 北海道旭川市新富2条2丁目8- 14	3,080,000円	本システムとの再接続作業となるため、契 約の性質又は目的が競争を許さない場合 に該当するため(日本赤十字社会計規則 第36条第4項)	
38	ConsoleAdvance/AWS/ VINCENT接続業務(高 額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年12月31日	株式会社 常光 北海道北見市清月町3-4	6,600,000円	本システムとの再接続作業となるため、契 約の性質又は目的が競争を許さない場合 に該当するため(日本赤十字社会計規則 第36条第4項)	
39	ネットワークアタッチドス トレージ	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和4年1月25日	株式会社 常光 北海道北見市清月町3-4	1,595,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買 い入れであるため(日本赤十字社会計規 則施行細則第35条第2項)	
40	システム生物顕微鏡	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和4年1月28日	大槻理化学 株式会社 北海道北見市御町1丁目6番地2	1,298,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買 い入れであるため(日本赤十字社会計規 則施行細則第35条第2項)	

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
41	看護大エリア 改修工事	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和4年1月31日	株式会社光和 北見支店 北海道北見市西三輪6丁目1番2 号	2,445,734円	予定価格が250万円を超えない工事又は 製造をさせる場合に該当するため(日本 赤十字社会計規則施行細則第35条)	
42	輸血検査システム連携 業務	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和4年2月28日	日本電気 株式会社 北海道札幌市中央区大通西4-1	1,540,000円	本システムの保守業務は導入業者であ り、システム改修に必要な知識を有してい ることから、契約の性質又は目的が競争を 許さないときに該当するため。(日本赤十 字社会計規則第36条第4項)	
43	セントラルモニタシステ ム	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和4年2月28日	株式会社 ムトウ 北海道北見市卸町3丁目5番地2	1,540,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買 い入れであるため(日本赤十字社会計規 則施行細則第35条第2項)	
44	電子カルテシステム・医 事システムネットワーク 構築業務(高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和4年3月18日	日本電気 株式会社 北海道札幌市中央区大通西4-1	2,464,000円	本システムの保守業務は導入業者であ り、システム改修に必要な知識を有してい ることから、契約の性質又は目的が競争を 許さないときに該当するため。(日本赤十 字社会計規則第36条第4項)	
45	院長補佐室家具一式	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和4年3月28日	小林 株式会社 北海道北見市本町5丁目9番15 号	1,386,770円	予定価格が160万円を超えない財産の買 い入れであるため(日本赤十字社会計規 則施行細則第35条第2項)	

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
46	副院長室家具一式	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和4年3月28日	小林 株式会社 北海道北見市本町5丁目9番15 号	1,343,430円	予定価格が160万円を超えない財産の買 い入れであるため(日本赤十字社会計規 則施行細則第35条第2項)	
47	ベッドサイドモニター	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和4年3月18日	株式会社 ムトウ 北海道北見市卸町3丁目5番地2	1,067,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買 い入れであるため(日本赤十字社会計規 則施行細則第35条第2項)	
48	ベッドサイドモニター	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和4年3月18日	株式会社 ムトウ 北海道北見市卸町3丁目5番地2	1,067,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買 い入れであるため(日本赤十字社会計規 則施行細則第35条第2項)	
49	電子カルテシステム・感 染制御システム接続業 務(高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和4年3月31日	日本電気 株式会社 北海道札幌市中央区大通西4-1	1,595,000円	本システムの保守業務は導入業者であ り、システム改修に必要な知識を有して いることから、契約の性質又は目的が競争を 許さないときに該当するため。(日本赤十 字社会計規則第36条第4項)	
50	パノラマX線撮影装置修 理業務(高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和4年3月31日	北海道鹿産業 株式会社 北海道北見市北斗町2丁目1- 21-105	1,430,000円	本機器の保守業務は、代理店である購入 業者のみの対応であり、契約の性質又は 目的が競争を許さない時に該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	